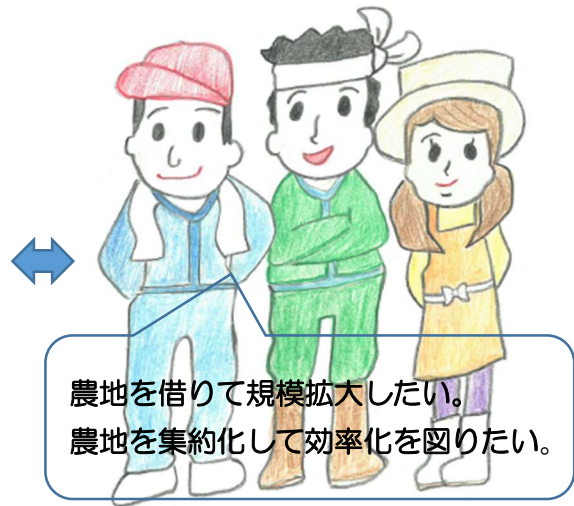


# 農地の貸し借り

## 農地中間管理機構が お手伝いします。



農地中間管理機構



### 出し手のメリット

- ☆貸付期間満了後は、農地は確実に戻ります。(機構が農地を預かるので安心です。)
  - ☆貸付料は確実に機構から支払われます。
  - ☆一定の要件を満たせば、機構集積協力金の交付が受けられます。
  - ☆全農地を一括して10年以上または15年以上貸付する場合、固定資産税が一定期間軽減されます。
  - ☆一定の要件を満たせば、農業者年金の加算付年金を受給(継続)できます。
- ※贈与税等税制関係は、ご相談下さい。

### 受け手のメリット

- ☆長期の借入により、安定した営農が可能になります。
- ☆農地の集約化が図れます。
- ☆多くの出し手から農地を借りても、賃料を機構に一括支払い可能で、事務の効率化が図れます。(機構だけとの契約)
- ☆特定農作業受託から、機構を活用した貸し借りに切り替えれば、軽減税率制度による煩雑な事務が省略されます。

### 【 問 合 せ 先 】

- |                           |               |
|---------------------------|---------------|
| ○登米市農業委員会事務局（農地管理係）       | ☎0220-34-2317 |
| ○みやぎ農業振興公社（地域コーディネーター）    | ☎0220-22-3535 |
| ○登米市産業経済部産業総務課（農業経営支援係）   | ☎0220-34-2716 |
| ○みやぎ登米農業協同組合営農部営農企画課      | ☎0220-23-8003 |
| ○新みやぎ農業協同組合南三陸統括営農センター    | ☎0226-47-4585 |
| ○宮城県東部地方振興事務所登米地域事務所農業振興部 | ☎0220-22-3535 |

